

# 相生市経営継続事業者支援金

## 申請期限を延長します！！

8月31日(月)  
まで！！

相生市経営継続事業者支援金の申請期限を当初の令和2年7月31日(金)から同年8月31日(月)まで1ヶ月延長します！

### ◆支給対象 以下の要件を全て満たす事業者

- ①市内に事業所を置く中小法人及び個人事業主で令和2年3月1日以前に創業
- ②令和2年4月から6月のいずれかの月の売上が前年同月または前年の月平均との対比で30%以上減少
- ③兵庫県から休業要請を受けていない事業者で、緊急事態宣言の期間中に県の適切な感染防止対策の協力に応じて営業、または自主的に休業  
※県の休業要請を受けていなければ、本制度の対象事業者となりますので、農家、漁師、いわゆる一人親方なども対象となります。

### ◆給付額 1事業者 **10万**円 ※市内に複数店舗・複数業種の方も1事業者となります

### ◆提出期限 令和2年 **8月31**日(月)

### ◆提出書類

- ①支援金交付申請書兼請求書
- ②代表者の本人確認書類の写し(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)
- ③令和2年3月1日以前に創業していることが分かる書類の写し  
(税申告書、法人設立届出書、開業届出書 等)
- ④売上の減少を算出する金額が分かる書類の写し
  - (1)令和2年の売上 (売上台帳※手書き帳簿で可 等)
  - (2)令和元年の売上 (法人事業概況説明書、青色申告決算書、売上台帳※手書き帳簿で可 等)
- ⑤通帳の写し

※①については相生市公式ホームページからダウンロードできます。相生市地域振興課の窓口にも設置しています。

### ◆提出場所 相生市地域振興課商工観光係 申請窓口(市役所3号館2階)

〒678-0031 相生市旭一丁目2番10号  
TEL: 0791-23-7133 FAX: 0791-23-7137

(郵送の場合) 〒678-8585 相生市旭一丁目1番3号